

下松市パブリックコメント手続実施要綱

平成 22 年 2 月 18 日 制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策等の形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く市民等に公表し、市民等から提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - オ 市に対して納税義務を有するもの
 - カ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業等の管理者及び消防長をいう。

(対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税等の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するも

のを除く。)の制定又は改廃

(3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は運営に関する方針の決定又は変更

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に掲げるものについては、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

(3) 法令等により意見聴取の手続が定められているもの

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に付議するもの

(事前公表)

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所での閲覧

(2) 市ホームページへの掲載

(3) その他実施機関が必要と認める方法

4 実施機関は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、市広報への掲載、報道機関への発表等により、広く市民等に周知するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日以上の期間を設け、政策等の案についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、特別な理由があるときは、その理由を明示した上で、当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の持参

(2) 郵便又は信書便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）その他市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

（意思決定等）

第7条 実施機関は、市民等から提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときは、その修正内容を公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 賛否のみを記した意見等

(2) 当該政策等に内容が合致しない意見等

(3) 前条の規定による提出方法、条件等に反して提出された意見等

4 第5条第3項及び第4項の規定は、第2項の規定による公表を行う場合について準用する。

（個人情報保護等）

第8条 実施機関は、収集した個人情報について下松市個人情報保護条例（平成16年下松市条例第7号）に従って適切に取り扱わなければならない。

2 実施機関は、前条第2項の規定にかかわらず、市民等から提出された意見等に下松市情報公開条例（平成16年下松市条例第6号）第7条各号に掲げる非開示情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（意思決定過程の特例）

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないで意思決定をすることができる。

（実施状況の公表）

第10条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市政情報コーナー及び市ホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に意思決定の過程にある政策等については、この要綱の規定は、適用しないことができる。